

平成19年 8 月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「上場インデックスファンド225」**  
**投資信託振替制度に関する約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年1月4日から、社債等の振替に関する法律に基づき、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする上場投資信託の振替制度が開始されます。

弊社では、平成20年1月4日時点で現存する上場投資信託につき、投資信託振替制度への移行を予定しており、この移行に対応すべく、「上場インデックスファンド225」の約款変更を予定しております。（約款変更の内容の詳細は、裏面をご高覧下さい。）

このたびの振替制度への移行は、受益証券を無券面化し受益権をコンピューターシステム上で管理することで、投資信託の受益権の所在を明確にし、決済の効率性等を高め、受益証券の紛失・盗難のリスクを削減する目的で実施されるものです。

つきましては、平成20年1月4日にて当該約款変更を行なうことを予定しておりますので、ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

この度の約款変更にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ございません。

約款変更にご同意いただけない場合は、約款変更に対する異議申立を行なうことができます。（同封の「投資信託振替制度に関する約款変更に係る異議申立の手続きについて」をご高覧下さい。）

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりしたご資産の運用成果の実現を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【約款変更（予定）の内容】

- ◆ 委託者である弊社は、受益者を代理して「上場インデックスファンド225」の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として「上場インデックスファンド225」の平成19年12月28日現在の全ての受益権について受益者を代理して平成20年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する変更を行ないます。  
（対象となる受益権には、既に信託財産における交換の計上が行われたもので、当該交換にかかる株式の交付日が平成20年1月4日以降となるものを含みます。）
- ◆ その他、投資信託振替制度へ移行するため、約款に所要の変更を行ないます。

※ ご同意いただけないお客様が保有する平成19年7月8日現在の「上場インデックスファンド225」における受益権口数の合計が、平成19年7月8日現在における当該ファンドの受益権総口数の過半数となった場合、平成20年1月4日の投資信託振替制度への移行は行われません。

※ なお、振替制度移行後は、お手許で上場投資信託の受益証券を保有されている場合、証券取引所で上場投資信託の受益権を売却する際には、手間と時間を要します。お手許で上場投資信託の受益証券を保有されている方は、あらかじめ、販売会社等を通じて株式会社保管振替機構に預託しておく  
と振替制度移行後も円滑に売却を行なうことができます。

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

フリーダイヤル:0120-25-1404(営業時間:午前9時～午後5時/土日・祝祭日を除く)

(注)上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様が証券会社等を通じて「上場インデックスファンド225」をご購入されている場合、お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については、ご購入された証券会社等にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

以上

平成19年 8 月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## **投資信託振替制度に関する約款変更に係る異議申立の手続きについて**

### **【異議申立の根拠】**

- 投資信託振替制度への移行を予定している上場投資信託の約款変更にあたり、「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条および社債等の振替に関する法律附則第33条とその関連法令に基づいて、お客様の異議申立を受け付けます。

### **【対象ファンド】**

- 上場インデックスファンド225

### **【異議申立の方法】**

- この度の約款変更にご異議のあるお客様は、平成19年7月8日から9月21日までの間に、下記の必要記載事項を書面にご記入いただき、弊社までご郵送下さい。  
なお、異議申立書の受付は平成19年9月21日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

#### **<必要記載事項>**

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所  
：お名前・お電話番号・ご住所は、「上場インデックスファンド225」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名、部支店名、口座番号をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問合せ下さい。）
- ④受益証券の名称：「上場インデックスファンド225」とご記入下さい。
- ⑤受益証券の口数：お客様が保有されているファンドの受益権口数をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問合せ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言  
：一例として、「上記受益証券の平成20年1月4日の約款変更に関する異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

#### **<異議申立書の送付先>**

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号 東京宝塚ビル  
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

※弊社は平成19年9月18日付で本社移転を予定しており、新住所は「東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー」となりますが、移転後において旧住所宛の郵便物は新住所へ転送されます。したがって、ご異議のあるお客様は投函時期にかかわらず、「東京都千代田区有楽町一丁目1番3号 東京宝塚ビル」宛で異議申立書をご送付下さいますようお願い申し上げます。

## 【異議申立の判定】

- 期間中（平成19年7月8日から9月21日まで）にご異議を申し出られたお客様が保有する平成19年7月8日現在の受益権口数の合計が、平成19年7月8日現在における当該ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成19年10月4日に届出を行ない、平成20年1月4日をもって約款変更させていただきます。  
※上場証券投資信託の商品性上、決算日のみ受益者を特定することができるため、異議申立期間は平成19年7月8日から開始しております。

## 【買取請求】（「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られたお客様は販売会社に対する換金手続きとは異なり、平成19年10月5日より10月24日までの間に、ファンドの受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、以下同じ）に対して、平成19年7月8日時点で保有する受益証券について当該ファンドの信託財産をもって買取を弊社所定の手続きに基づいて請求することができます。（買取請求手続きについては、ご異議を申し出られたお客様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- 買取請求の際に、本人確認書類が必要になる場合があります。
- なお、ご異議を申し出られたお客様が必ず買取請求しなければならないわけではありません。
- 引き続き保有していただくことも、従来通り信託約款の規定に基づいてご交換いただくこともできます。また、証券取引所を通じて、売買することもできます。

## 【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に当該受益証券（ファンド）が有すべき公正な価額とします。買取時には、税金が差し引かれる場合があります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料をお客様にご負担いただきます。また、その他買取請求に係る手数料が必要となる場合があります。

## 【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- 下記の場合を除き、お客様に関する情報をお客様のご同意なく第三者に開示することはありません。（お客様個人を特定できない集計資料等は含みません。）
  - ① お客様にお知らせした利用目的のために、販売会社、受託会社に対する開示が必要な場合。（この場合、弊社は当該会社に対して、お客様に関する情報の厳重な管理を求め、目的以外の利用を行なわせないようにいたします。）
  - ② 司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会及び修正等をご希望される場合には、弊社のお問合せ窓口までご連絡下さい。

## 【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、＜必要記載事項＞の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から受託会社または販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前及びご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問合せ下さい。）

以上